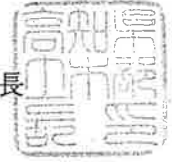


一般社団法人 高知県建設業協会会長 様

高知県土木部長



高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正について

1 趣旨

令和5年度入札参加資格審査から、これまで対面で行っていた申請及び審査を、インターネットを介したオンラインでの申請及び審査に変更し、併せて、県内市町村との共同受付を実施します。これらを踏まえ、以下のとおり、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱を一部改正します。

2 主な改正内容

・ 申請方法の変更 (第2条の2)

入札参加資格申請を「高知県入札参加資格共同電子申請システム」を使用して行うことを規定。

・ 資格有効期間の延長 (第3条第3項)

これまで1年間であった資格有効期間を2年間に変更。なお、中間年の申請における資格有効期間は1年間。(同条第4項)

・ 審査基準日(地域点数の算定評価対象期間)の統一 (第3条第4項)

中間年の申請時も、審査基準日については、通常の申請時の審査基準日と統一し、地域点数の算定評価対象期間を統一。

・ 申請期間の短縮 (第3条第6項)

申請期間を短縮し、申請期日を、申請日の属する年度の11月30日に変更。

・ 経営事項審査を受けていなければならない事業年度終了時期の変更 (第3条第7項第2号)

事業年度終了時期が8月までの事業者に経営事項審査の受審を求めていたところを、事業年度終了時期が7月までの事業者に受審を求めるように変更。

3 施行期日

令和5年10月1日から施行し、令和6年度、7年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用

4 今後のスケジュール

令和5年8月 入札参加資格申請等説明会の中で周知

令和5年10月 県内市町村と共同で、令和6年度・7年度高知県建設工事競争入札参加資格審査開始

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県内に主たる営業所を有する建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3条第7項第9号において同じ。)のうち、高知県が発注する建設工事(同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。第3条第5項において同じ。)の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)等について定める。

(入札参加資格者)

第2条 入札参加資格のある者は、第3条の規定により資格審査を受け、高知県建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

(電子情報処理組織による資格審査の手続)

第2条の2 資格審査(第7条後段の規定による入札参加資格の承継に係る書類の提出、第8条の規定による会社の合併等による入札参加資格の承継の審査及び第10条第1項の規定による入札参加資格の再審査を除く。以下同じ。)は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年高知県規則第72号)第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの(以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。)を使用する方法により行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格審査の手続について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年高知県条例第65号)及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の定めるところによる。

(資格審査)

第3条 資格審査は、当該資格審査を申請する日(以下この条において「申請日」という。)前の直近の10月1日を審査基準日として実施する。

2 資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

3 前項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

4 第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間とする。この場合において、資格審査は、第1項の規定にかかわらず、申請日の属する年度の前年度の10月1日を審査基準日として実

施するものとする。

5 資格審査は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（第7項第1号において「工事種類」という。）ごとに行い、同法第27条の23の規定による経営事項審査（同項第2号において「経営事項審査」という。）の総合評定値と、知事が別に定める審査項目の評価点の合計値（次項第2号において「地域点数」という。）との合計（第9条において「総合点数」という。）に基づき資格者名簿への登載を行う。

6 資格審査を申請しようとする者は、第1項又は第4項後段の審査基準日（以下「審査基準日」という。）の属する年度の11月30日の午後10時までに、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該資格審査を申請しようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して申請を行わなければならない。ただし、高知県入札参加資格共同電子申請システムに障害が発生した場合その他知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請の方法又は期間を別に定めることができる。

- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）に記載すべきこととされている事項
- (2) 知事が別に定める地域点数の審査に必要な書類に記載すべきこととされている事項
- (3) 知事が別に定めるところにより添付すべきこととされている年間委任状（提出の必要がある者のみとし、様式は、適宜とする。）
- (4) 知事が別に定めるところにより添付すべきこととされている審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税及び市町村税の納税証明書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

7 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。

- (1) 資格審査を申請する工事種類について、審査基準日までに建設業法第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けていない者
- (2) 審査基準日前の直近の7月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の7月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者）
- (3) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。
- (4) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（資格審査を初めて申請する者（以下この号において「新規申請者」という。）を除く。）にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市

- 町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
 - (6) 破産者で復権を得ないもの
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (8) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
 - イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）
 - ウ 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの
 - エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、または雇用しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - キ 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (9) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がある者に限る。）
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

（資格審査の結果の通知及び公表）

第 4 条 知事は、資格審査の結果を知事が別に定める資格決定通知書に記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第 5 条 資格審査を申請した者又は資格者名簿に登録された者は、申請内容の変更があったときは、直ちに、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を当該変更の届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して知事に届け出なければならない。

（入札参加資格の取消し）

第 6 条 知事は、有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

- （1） 建設業の許可を取り消されたとき。
- （2） 第 3 条第 6 項各号に掲げる書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- （3） 第 3 条第 7 項第 5 号から第 9 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- （4） 入札参加資格を辞退したとき。
- （5） 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。

（入札参加資格の承継）

第 7 条 有資格者である個人（以下この条において「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業の許可を受けた場合又は無資格者（資格者名簿に登録されていない者をいう。次条第 1 項において同じ。）である個人が有資格者個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、入札参加資格を承継するものとする。この場合においては、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格承継申請書及び知事が必要があると認める書類を知事に提出しなければならない。

（会社の合併等による入札参加資格の承継の手続）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、資格者名簿に登録するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが合併した場合
- (2) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (3) 有資格者が会社分割を行ったことにより、入札参加資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
- (4) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

2 前項第2号又は第3号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き入札参加資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は入札参加資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

（資格審査の特例）

第9条 第3条第5項の規定にかかわらず、前条第1項第1号の規定による合併会社、同項第4号の規定による協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合である場合における総合点数の算定方法等については、知事が別に定める。

（入札参加資格の再審査）

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。

2 前項の規定による入札参加資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書（県内業者）
- (2) 経営事項審査申請書類一式
- (3) 手続開始の決定書等の写し
- (4) 貸借対照表及び損益計算書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる書類

附 則

この告示（平成16年8月高知県告示第543号）は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成17年7月高知県告示第538号）は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成18年8月高知県告示第556号）は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この告示（平成19年8月高知県告示第492号）は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成22年9月高知県告示第522号）は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成23年9月高知県告示第642号）は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成26年9月高知県告示第525号）は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成29年3月高知県告示第163号）は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示（令和5年8月高知県告示第542号）は、令和5年10月1日から施行する。

「高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県内に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3条第7項第9号において同じ。）のうち、高知県が発注する建設工事（<u>同法</u>第2条第1項に規定する建設工事をいう。第3条第5項において同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格参加資格」という。）等について定める。</p> <p>(入札参加資格者)</p> <p>第2条 入札参加資格のある者は、<u>第3条</u>の規定により資格審査を受け、高知県建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。</p> <p>(電子情報処理組織による資格審査の手続)</p> <p><u>第2条の2 資格審査（第7条後段の規定による入札参加資格の承継に係る書類の提出、第8条の規定による会社の合併等による入札参加資格の承継の審査及び第10条第1項の規定による入札参加資</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県内に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3条第5項第9号において同じ。）のうち、高知県が発注する建設工事（<u>建設業法</u>第2条第1項に規定する建設工事をいう。第3条第2項において同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格参加資格」という。）等について定める。</p> <p>(入札参加資格者)</p> <p>第2条 入札参加資格のある者は、<u>次条</u>の規定により資格審査を受け、高知県建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。</p> <p>(新設)</p>

格の再審査を除く。以下同じ。)は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年高知県規則第72号)第4条第1項に規定する電子情報処理組織であつて資格審査に係るもの(以下「高知入札参加資格共同電子申請システム」という。)を使用する方法により行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格審査の手続について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年高知県条例第65号)及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の定めるところによる。

(資格審査)

第3条 資格審査は、当該資格審査を申請する日(以下この条において「申請日」という。)前の直近の10月1日を審査基準日として実施する。

2 資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

3 前項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

4 第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日

(資格審査)

第3条 資格審査は、翌年度の入札参加資格について、毎年10月1日を審査基準日として実施する。

から1年間とする。この場合において、資格審査は、第1項の規定にかかわらず、申請日の属する年度の前年度の10月1日を審査基準日として実施するものとする。

5 資格審査は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（第7項第1号において「工事種類」という。）ごとに行い、同法第27条の23の規定による経営事項審査（同項第2号において「経営事項審査」という。）の総合評定値と、知事が別に定める審査項目の評価点の合計値（次項第2号において「地域点数」という。）との合計（第9条において「総合点数」という。）に基づき資格者名簿への登録を行う。

6 資格審査を申請しようとする者は、第1項又は第4項後段の審査基準日（以下「審査基準日」という。）の属する年度の11月30日の午後10時までに、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該資格審査を申請しようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して申請を行わなければならない。ただし、高知県入札参加資格共同電子申請システムに障害が発生した場合その他知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請の方法又は期間を別に定めることができる。

- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）に記載すべきこととされている事項
- (2) 知事が別に定める地域点数の審査に必要な書類に記載すべきこととされている事項
- (3) 知事が別に定めるところにより添付すべきこととされて

2 資格審査は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（第5項第1号において「工事種類」という。）ごとに行い、同法第27条の23の規定による経営事項審査（同項第2号において「経営事項審査」という。）の総合評定値と、知事が別に定める審査項目の評価点の合計値（次項第2号において「地域点数」という。）との合計（第9条において「総合点数」という。）に基づき資格者名簿への登録を行う。

3 資格審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を第1項の審査基準日（以下「審査基準日」という。）の翌年の1月31日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後の直近の日曜日等以外の日）までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請期間を別に定めることができる。

- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）
- (2) 知事が別に定める地域点数の審査に必要な書類
- (3) 年間委任状（提出の必要がある者のみとし、様式は、適宜

<p>いる年間委任状（提出の必要がある者のみとし、様式は、適宜とする。）</p> <p>(4) 知事が別に定めるところにより添付すべきこととされている審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税及び市町村税の納税証明書</p> <p>(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類 (削除)</p> <p>7 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。</p> <p>(1) 資格審査を申請する工事種類について、審査基準日までに建設業法第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けていない者</p> <p>(2) 審査基準日前の直近の7月末までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあっては、申請日前の直近の7月末までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者）</p> <p>(3) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、</p>	<p>とする。）</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 前3号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類</p> <p>4 前項の規定による書類の提出に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。</p> <p>(1) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税及び市町村税の納税証明書の原本各1部</p> <p>(2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。</p> <p>(1) 資格審査を申請する工事種類について、審査基準日までに建設業法第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けていない者</p> <p>(2) 審査基準日の直近の8月末までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者</p> <p>(3) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日（次号に</p>
--	---

この限りでない。

(4) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者(資格審査を初めて申請する者(以下この号において「新規申請者」という。)を除く。)にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなつたとき(個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。)に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

(5) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

(6) 破産者で復権を得ないもの

(7) 前各号に掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全である

において「申請日」という。)までに完納した場合は、この限りでない。

(4) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者(資格審査を初めて申請する者(以下この号において「新規申請者」という。)を除く。)にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなつたとき(個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。)に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

(5) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

(6) 破産者で復権を得ないもの

(7) 前各号に掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全である

<p>ると認められる者</p> <p>(8) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者</p> <p>ア 暴力団（高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの</p> <p>エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、または雇用しているもの</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又</p>	<p>と認められる者</p> <p>(8) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者</p> <p>ア 暴力団（高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの</p> <p>エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、または雇用しているもの</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又</p>
--	---

は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(9) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がある者に限る。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

（資格審査の結果の通知及び公表）

第4条 知事は、資格審査の結果を知事が別に定める資格決定通知書に記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(9) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がある者に限る。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

（資格審査の結果の通知及び公表）

第4条 知事は、資格審査の結果を知事が別に定める資格決定通知書により資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

<p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第5条 資格審査を申請した者又は資格者名簿に登録された者は、申請内容の変更があったときは、<u>直ちに、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を当該変更の届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して知事に届け出なければならぬ。</u></p> <p>(入札参加資格の取消し)</p> <p>第6条 知事は、有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設業の許可を取り消されたとき。 (2) 第3条第6項各号に掲げる書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。 (3) 第3条第7項第5号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。 (4) 入札参加資格を辞退したとき。 (5) 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。 <p>(入札参加資格の承継)</p>	<p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第5条 資格審査を申請した者又は資格者名簿に登録された者は、申請内容の変更があったときは、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格申請書記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならぬ。</p> <p>(入札参加資格の取消し)</p> <p>第6条 知事は、有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設業の許可を取り消されたとき。 (2) 第3条第3項各号及び第4項各号に掲げる書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。 (3) 第3条第5項第5号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。 (4) 入札参加資格を辞退したとき。 (5) 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。 <p>(入札参加資格の承継)</p>
--	---

第7条 有資格者である個人（以下この条において「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業の許可を受けた場合又は無資格者（資格者名簿に登録されていない者をいう。次条第1項において同じ。）である個人が有資格者個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、入札参加資格を承継するものとする。この場合においては、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格承継申請書及び知事が必要があると認める書類を知事に提出しなければならない。

（会社の合併等による入札参加資格の承継の手続）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが合併した場合
- (2) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (3) 有資格者が会社分割を行ったことにより、入札参加資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
- (4) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

第7条 有資格者である個人（以下この条において「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業の許可を受けた場合又は無資格者（資格者名簿に登録されていない者をいう。次条第1項において同じ。）である個人が有資格者個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、入札参加資格を承継するものとする。この場合においては、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格承継申請書及び知事が必要があると認める書類を知事に提出しなければならない。

（会社の合併等による入札参加資格の承継の手続）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが合併した場合
- (2) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (3) 有資格者が会社分割を行ったことにより、入札参加資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
- (4) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

2 前項第2号又は第3号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き入札参加資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は入札参加資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

(資格審査の特例)

第9条 第3条第5項の規定にかかわらず、前条第1項第1号の規定による合併会社、同項第4号の規定による協業組合又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合である場合における総合点数の算定方法等については、知事が別に定める。

(入札参加資格の再審査)

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立

2 前項第2号又は第3号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き入札参加資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は入札参加資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

(資格審査の特例)

第9条 第3条第2項の規定にかかわらず、前条第1項第1号の規定による合併会社、同項第4号の規定による協業組合又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合である場合における総合点数の算定方法等については、知事が別に定める。

(入札参加資格の再審査)

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立

てを行ったとき。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。

2 前項の規定による入札参加資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならぬ。

(1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書（県内業者）

(2) 経営事項審査申請書類一式

(3) 手続開始の決定書等の写し

(4) 貸借対照表及び損益計算書

(5) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる書類

附 則

この告示（平成16年8月高知県告示第543号）は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成17年7月高知県告示第538号）は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成18年8月高知県告示第556号）は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この告示（平成19年8月高知県告示第492号）は、平成19年10月

てを行ったとき。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。

2 前項の規定による入札参加資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならぬ。

(1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）

(2) 経営事項審査申請書類一式

(3) 手続開始の決定書等の写し

(4) 貸借対照表及び損益計算書

(5) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる書類

附 則

この告示（平成16年8月高知県告示第543号）は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成17年7月高知県告示第538号）は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成18年8月高知県告示第556号）は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この告示（平成19年8月高知県告示第492号）は、平成19年10月1

<p>1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（平成22年9月高知県告示第522号）は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（平成23年9月高知県告示第642号）は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（平成26年9月高知県告示第525号）は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（平成29年3月高知県告示第163号）は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（令和5年8月高知県告示第542号）は、令和5年10月1日から施行する。</p>	<p>日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（平成22年9月高知県告示第522号）は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（平成23年9月高知県告示第642号）は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（平成26年9月高知県告示第525号）は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示（平成29年3月高知県告示第163号）は、平成29年4月1日から施行する。</p>
---	--